

鴻巣市重度要介護高齢者手当のご案内

この手当は、市内在住の重度要介護高齢者に対し、手当を支給することにより、経済的負担及び精神的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とした手当です。受給者には月額 5,000 円の手当を支給月に指定の口座にお振込みします。

■対象者・要件

鴻巣市内に住所を有する65歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方

- ・要介護4・5の方、若しくは、3か月を超えて入院している方で要介護4・5と同程度の方
- ・介護保険料を滞納していない方
- ・手当の支給を受ける月の属する年度（4月から7月分を受給する場合は前年度）において世帯全員が市民税非課税の方（生活保護受給者は除く）
- ・在宅重度心身障害者手当（月額）を受給していない方 ※併給不可

■手続き・対象月

- ・重度要介護高齢者手当支給申請書を提出してください。審査の結果、利用決定となった場合は、申請をした日の月からの支給対象となります。
- ・要介護認定開始日の翌月から起算して3か月以内に申請があった場合は、開始日の属する月から支給対象となります。

(例)認定開始日が R8.5.15 の場合、R8.8.31 までの申請であれば R8.5 分から支給対象

■振込み

年2回まとめて支給します。通知等は発送しないため記帳等により確認してください。

【支給月】8月（2月～7月分）、2月（8月～1月分）

■変更の届出

転居や転院等の利用者に関する変更が発生した場合や要件に合致しなくなった場合は、必ず介護保険課又は両支所福祉グループへ異動（消滅）届を提出してください。

【問い合わせ先】

鴻巣市中央 1-1

鴻巣市役所 介護保険課 高齢福祉担当

TEL 048-541-1321（内線）2672

FAX 048-541-1328